



2013年8月13日発行
 NPO法人
 湘南ふくしネットワークオンブズマン
 「成年後見支援センターだより」
 編集責任者 藤本 直也
 〒253-0043 茅ヶ崎市元町522
 永井ビル3階
 電話・FAX 0467-85-6660



成年後見支援センターと育成会

茅ヶ崎手をつなぐ育成会会長 瀧井正子

茅ヶ崎手をつなぐ育成会(育成会)は、今年で6年目を迎える知的障害児・者の親の会です。会員は現在市内110名、県育成会は800名ほどで、全日本育成会は30万人ほどです。育成会では数年前より、親自身の高齢化が問題となり、親亡き後も我が子に「本人らしい生きがいのある幸せな人生を全うさせたい」との思いから、「本人の思いが正しく確実に伝わるように、必要な事を出来るだけ記録し残す為に【サポートブック】の作成を始めました。本人の事をよく知ってもらう為に障害特性や育ち、生活、健康管理、仕事、財産まで記録し、本人を客観的に見直す機会になればとも考えました。

その折に、成年後見支援センター長に、ご助言を頂き、又数回にわたり話し合いの機会を持って頂きました。その中で、本人の思い(ウイッシュと表現されました)と親の思いが時として食い違う時、成年後見支援センターは本人のウイッシュを大事にするということ。そして、最後まで本人に寄り添う支援をしますと、きっぱりとおっしゃいました。ともすれば本人の希望より、親の安心を(本人の為と言いつつ、実は親の気持ちの安心のため)優先してしまう私達親にとっては、心に響く言葉でした。そうして、何回か手直しをして、サポートブックは2011年の1月にできあがりしました。親だけでは、親の気持ちが優先して、どうしても客観的な見方が出来ないところを、多くの示唆と助言を頂きとても感謝しております。又、今年の2月には、4名の相談支援員に来て頂き、「湘南ふくしネットワークオンブズマンと成年後見支援センター」「サポートブックと成年後見制度」などについて出前ミニ講座を持つことが出来ました。成年後見制度についてのお話、事例報告などの後、年代別4グループに分けてのグループワークで、個々に具体的な質問に答えて頂く事が出来ました。会員からも直接具体的な事が聞けてとても分かりやすかったと好評でした。これからも、親亡き後の後見を必要とする本人は増えていくと考えられます。これからも本人に寄り添った立場での示唆・ご助言を頂ければありがたいと思います。



育成会とピアサポート活動

神奈川県手をつなぐ育成会副会長 植松みさこ

育成会は、20年以上前から本人たちの様々な活動を支援してきました。初めは「青年部」という名前で、主に本人たちの余暇活動を、親や支援者が中心となり支援してきました。数年前からは県の本人の会「希望」の活動に参加し、茅ヶ崎でも自分たちの活動をしていきたいという思いから、支援者親と共に本人の会を立ち上げ、自分たちのことを「考える」ための活動を続けています。育成会は永年

にわたり、会の資金から彼らの活動を支えています。「障害者基本法」では本人の「意思決定」が重要であり、そのための支援は不可欠であるとされました。今、本人たちは「知的に障害のある人の思い」をどのように聞いて、どのように伝えていくのかという「ピアサポート」の活動を自分たちの課題として取り組んでいます。活動を継続するには様々困難が伴いますが「Nothing about us without us」という本人の声をこれからも尊重できる親でありたいと思います。



* 紹介 します *

S ネットがお父さんと一緒に補助人をしているKさんは養護学校卒業後に就労して30年あまり、今はお菓子を包装する仕事をしています朝早くから出勤して、忙しい時期には日曜日も仕事をしています。お休みの日はボウリングやカラオケをした、本人の会の活動も行っています。育成会の世界大会、アジア大会にも参加、アメリカ、韓国などに行きました。(C)

< 私の W I S H ! >

わたしの W I S H をかなえてもらえるように補助人伝えてほしいです。

11月に大分で行われる育成会の全国大会にいきたい。

定年まで仕事を続けて老後のためにお金をためたい。

旅行にいきたい。
温泉にいきたい。



来年の6月にケニアで行われる育成会の世界大会に参加したい!

定年後は自分が好きなことをしたい。
花を育てたい。

彼女ができれば今いるグループホームを出て、いっしょに住みたい!

やさしい人と結婚したい!!

結婚したらいっしょに買物や洗濯や料理をしたい。



ご連絡はS ネットまで

* 成年後見制度の最近の動向 *



専門職の後見人が増加し、親族後見人が減少！？

最高裁判所事務総局家庭局の「成年後見関係事件の概況」（平成24年1月～12月）を見て、成年後見人（筆者注：「保佐人・補助人」を含む。以下同じ。）と本人の関係について、当センターで相談支援を担当する者として、成年後見制度の変革期の到来を感じます。以下の数字は上記「概況」に依ります。

親族以外の第三者が成年後見人に選任されたものは、全体の約51.5%（前年は約44.4%）で、制度開始以来（筆者注：「2000（平成12）年4月」）、初めて第三者の選任が親族のそれを上回りました。第三者の内訳は、弁護士が、4,613件（前年3,278件）で、対前年比で約40.8%の増加、司法書士が6,382件（前年は4,872件）で、対前年比で約31.0%の増加、社会福祉士が3,119件（前年は2,740件）で、対前年比で約13.8%の増加となりました。

第三者専門職選任増加の背景には、親族の協力が得られ難くなったこと、親族間に争いがあること、本人の財産が多額なことや不動産の処分があることなど、さらに、最高裁判所の調査で、親族後見人による財産の不正な流用が多く見つかったことなどがあると考えられます。

専門職後見人の増加に伴い、親族などから専門職後見人に対する苦情や要望などが、当センターに相談として寄せられるようになりました。同じようなことが家庭裁判所にも持ち込まれるそうです。なぜこのようなことが起きるか考えてみたいと思います。

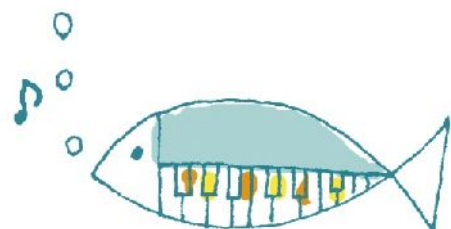
成年後見人は家庭裁判所が職権で選任します。申立人が、親族を成年後見人候補者として、申立書に記載しても、親族間の関係性や財産額及び財産管理の難易の程度などを、家庭裁判所が総合的に検討して決めます。親族の意向は尊重されると思いますが、それには拘束されません。

家庭裁判所が選任した成年後見人には、本人、申立人及び親族も、不服申立は出来ませんので、成年後見開始の申立を考えている方々は、このことを是非覚えておいていただきたいと思います。

専門職後見人に限らず成年後見人に対する苦情や要望などが、家庭裁判所に多く寄せられているそうです。成年後見人に対する解任申立がなされるケースもあると聞きます。

第三者専門職が、選任されるとある日突然に本人や親族と新しいお付き合いが始まります。後見開始の審判が確定すると、成年後見人は本人の財産を安全に管理するため、預金通帳などの財産を所持する者に、それらの引き渡しを求めますが、本人や親族に相当の不安感と抵抗感が生じることは理解できません。本人が推薦した候補者以外の者が選任され、その成年後見人に不満がある場合でも、取下げには、家庭裁判所の許可が必要です。当センターが成年後見人候補者の推薦を依頼された場合には、できるだけ、事前に成年後見人候補者と本人若しくは親族と「お見合い」をしていただく機会を設けています。

ご本人の権利擁護のために、後見活動がスムーズに行われるよう支援をしています。（H）



* センター講師派遣報告 *



< 寒川町手をつなぐ育成会講演会へ >

明解!! 成年後見制度 ~大人になった我が子が安心してらせるために~

2013年6月2日(日)午後、寒川町民センターで、寒川町手をつなぐ育成会の保護者や当事者(聴覚障がい者)を対象とした講演会に成年後見支援センターの職員4名が参加し、当センターの紹介や成年後見制度の説明、事例報告などの発表を行い、成年後見とサポートブックの準備についてもお話しました。また、その後のグループ討議にも加わり、参加者25名から様々な質問を受けました。

質問で最も多かったのは、親族以外の後見人を付ける場合、後見人をいったいだれに託せばよいのか? でした。「見ず知らずの他人においそれと我が子の一生を頼むことができない、とても抵抗がある。」という保護者の率直な意見を伺いました。

そして、後見人になってもらったら、その後見人を一生替えることができないのか? 後見人をつけたら費用はいくらぐらいかかるのか? 本人が障害年金受給者では後見の費用が払えないのではないのか? 後見人が不正を働いていないかどうかは、家族でも調べることができるのか? 後見人をつけるタイミングはいつがよいか? などたくさんの質問も受けました。

また、本人の日ごろの様子などをサポートブックに記録しておくことは、いざというときの本人支援のために必要であること、後見人が選任された後でも役に立つことなどにも保護者が関心をもってくださいました。

今秋、また続きのお話をさせていただくことになりました。(N)

< さいたま市社協社会福祉従事者研修へ >

平成25年度 社会福祉従事者研修「権利擁護としての成年後見」に講師として依頼がありました。昨年度に引き続き2度目の研修です。前半は高山直樹教授(東洋大社会福祉学部・当法人理事)の講義があり、後半に相談事例や法人後見の事例を基に後見制度利用の実際について話しました。

受講者からは施設利用者の後見利用の問題点等について質問が出されました。

また、昨年に発足したさいたま市社協の権利擁護センターでの活動、法人後見の受任、市民後見人養成が積極的にされている状況を聞き、情報交換をしました。(A)



編集後記

- ・なんてったって本人! . . . (A)
- ・センターは夏休みに繁盛し . . . (H)
- ・WISH と WANT の勉強をし . . . (Y)
- ・親族の熱き思いを 家裁に届け (N)
- ・言葉で伝えて WISH かなえる! (C)

NPO法人 湘南ふくしネットワークオンブズマン

成年後見支援センター

住所: 茅ヶ崎市元町5-22 永井ビル 3階

電話・FAX: 0467-85-6660

月・水・金の10:00~17:00(祝祭日はお休み)

相談無料・個人情報必ず守ります

